

平成 29 年 3 月 29 日  
高齢施策担当部介護保険課

## 練馬区地域密着型サービスに係る独自報酬基準の継続について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 4 項および厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の限度に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 119 号。以下「基準」という。）の規定に基づき、区では、定期巡回随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について市町村独自の報酬（以下「独自報酬」という。）を設定しているところであるが、下記のとおり平成 30 年 4 月以降も独自報酬の設定を継続する。

### 記

#### 1 独自報酬

地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、小規模多機能型居宅介護費および看護小規模多機能型居宅介護費については、法に基づき、基準により算定した額の範囲内で、市町村が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとしている。

#### 2 設定を継続する理由

- (1) 区では、第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても定期巡回・随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護について、整備を予定しており独自報酬を事業者整備促進の呼び水とする。
- (2) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、利用状況に鑑み、引き続き利用を促進していくため、独自報酬による支援が不可欠である。

#### 3 設定可能単位数

区が独自に設定できる介護報酬の額の上限については次のとおり定められている。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 500 単位 / 月   |
| 小規模多機能型居宅介護      | 1,000 単位 / 月 |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 1,000 単位 / 月 |

#### 4 独自報酬基準

- (1) 独居高齢者への支援に関する項目
- (2) 認知症介護実践リーダー研修修了者の配置に関する項目
- (3) 運営推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組等に関する項目
- (4) 地域への貢献等に関する項目
- (5) 介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組等に関する項目

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は(1)(5)の基準。(看護)小規模多機能型居宅介護は(1)～(4)の基準。

詳細は別表のとおり。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における介護・医療連携推進会議の回数が平成30年度の報酬改定において3か月に1回以上から6か月に1回以上に緩和されるため、頻度を修正する。

5 適用時期

平成30年4月1日から適用する。

6 対象事業所数(平成30年3月1日現在)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| (1) 小規模多機能型居宅介護      | 16 事業所 |
| (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 9 事業所  |
| (3) 看護小規模多機能型居宅介護    | 1 事業所  |

7 その他

要綱が決定次第、対象事業者へ周知を行う。